

加古川市立加古川養護学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

1 いじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う物理的又は精神的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」という基本認識にたち、幼児児童生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定することとする。

（いじめ防止の基本方針）

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 幼児児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のため、学校運営協議会や学校園連携ユニットを活用するなど、学校と家庭や地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (4) いじめの早期解決のため、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関と連携協力する。
- (5) 学校と家庭及び関係機関が連携・協働し、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

幼児児童生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を行い、幼児児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。

道徳の授業等を要として、人を大切にする心や道徳的実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を幼児児童生徒に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見てみぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることを指導する。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。
 - ① 学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしない させない ゆるさない」宣言を行う。
「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する。
 - ② いじめ防止ポスター・標語等を掲示する。
いじめ防止ポスター、人権ポスターや標語等を校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
 - ③ 地域総がかりでいじめの防止を推進する。
学校園連携ユニット推進事業の充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
 - ④ 心のノートや道徳教育副読本等を活用して道徳的実践力を育成する。
- (2) 幼児児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。
 - ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・幼児児童生徒一人一人に活動の場を与え、主体的に取り組める学習活動を工夫する。
 - ・幼児児童生徒の自発的な活動を支える代表委員会活動の充実を図る。
 - ② コミュニケーション能力の育成
学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、幼児児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
 - ③ 「ことばの力」の育成を目指した年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことば等で表現できる力を育成する。
 - ④ 体験活動の推進
体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ① 毎日の「連絡帳」、保護者との対話を通じて、毎月、幼児児童生徒の悩みや変化を把握する。気になる幼児児童生徒がいる場合には、クラス会議・学部会で情報を共有し、いじめ対策委員会等でも情報を共有するとともに対応を協議し、全教職員で当該児童生徒を見守る。
- ② 「アンケート」を通して、保護者からの情報を収集し、いじめの早期発見に努める。
- ③ スクールカウンセラーによる教育相談日を通信等で周知し、相談しやすい体制を作る。
- ④ 複数担任制をとり、より多くの「目」で児童生徒を見守るとともに、情報の共有を図り、管理職への「ホウ・レン・ソウ」を徹底し、早期発見、早期対応を進め、問題の早期解決につなげる。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

- ① いじめ事案を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、直ちに「いじめ対策委員会」で情報共有し、的確な役割分担をして、いじめの問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている幼児児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の幼児児童生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 観衆、傍観者の立場にいる幼児児童生徒もいじているのと同罪であるということを指導する。
- ④ 直ちに教育委員会に報告するとともに、必要に応じて関係機関と連携協力する。
- ⑤ いじめられている幼児児童生徒の心のケアをするために、スクールカウンセラー等とも連携を取りながら、指導を行う。

(3) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を収集する。
- ② 学校に話すことができないような状況であれば、子どもの人権 110 番(法務局)など市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ対策委員会」月一回実施

いじめ防止に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導、学部主任、養護教諭、コーディネーター、スクールカウンセラー等からなる「いじめ対策委員会」を定期的開催する。

(2) 「生活指導・生徒指導推進委員会」を学部ごと、クラスごとに実施

毎週、学部会・クラス会で児童生徒についての情報共有・交換及びその対応についての協議を行うとともに生徒指導担当・管理職へ報告する。

5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた幼児児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「安心・安全な学校づくり」の項目を設け、いじめの早期発見に関する取組「いじめの再発防止をするための取組」に関することも加える。

(2) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民等から組織される学校運営協議会と連携し、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。